

措置状況報告書

監査の名称：平成27年度 財政援助団体等監査

部 局 名：企 画 部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等
<p>【財政援助団体監査】</p> <p>[財政援助対象名] おおいた夢色音楽祭実行委員会助成金</p> <p>[実施団体名] おおいた夢色音楽祭実行委員会 実行委員長 首藤 早苗</p> <p>[所管課] 文化国際課</p> <p>(1) 団体に対する事項</p> <p>ア. 支出事務が適正に行われていないもの 平成26年度に概算交付を受けた助成金の精算及び平成26年度事業の実績報告を平成27年3月31日に行い交付確定がされていたにもかかわらず、平成27年4月1日以降も平成26年度予算から支出が行われていた。 今後は、実績報告書を提出する前に事業を終了させるよう適正な年度管理をされたい。</p>	<p>ア. 予算の適正な年度管理を行うため、規約を改正します。また今後、精確な実績報告に向け、年度管理を含めた適正な支出事務の実施に努めます。</p>	<p>措置方針決定 済</p>

措置状況報告書

監査の名称：平成27年度 財政援助団体等監査

部 局 名：都市計画部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等
<p>【財政援助団体監査】</p> <p>[財政援助対象名] 大分いこいの道協議会交付金</p> <p>[実施団体名] 大分いこいの道協議会 会長 福島 功</p> <p>[所管課] 駅周辺総合整備課</p> <p>(1) 団体に対する事項</p> <p>ア. 雇用保険料の会計処理が適切でないもの 雇用保険料の支払いは被保険者分も含め交付金事業費から支出しているが、給与から差し引いた雇用保険料被保険者分は収入の処理をせず別に現金で保管しており、収入に計上されないまま決算を行っていた。 今後は、経理を明確にするためにも、雇用保険料の被保険者分については収入処理をされたい。</p>	<p>ア. 現金保管していた雇用保険料被保険者分は平成27年度の雑収入として収入処理をいたしました。 今後は当該年度内において、適正に収入処理を行ってまいります。</p>	<p>措置済</p>

措置状況報告書

監査の名称：平成27年度 財政援助団体等監査

部 局 名：教 育 部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等
<p>【指定管理者監査】</p> <p>◎大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設</p> <p>[指定管理者名]</p> <p>大分リバースタジアム共同企業体</p> <p>代表構成員 (株)グリーンフジタ 代表取締役 井尾 敦子</p> <p>構成員 大分市陸上競技協会 会長 河野 信治</p> <p>構成員 (株)スポーツジョイ 代表取締役 井尾 敦子</p> <p>[所管課]</p> <p>スポーツ・健康教育課</p> <p>(1) 指定管理者に対する事項</p> <p>①基本協定書に従った適正な事務処理がされていないもの</p> <p>ア. 基本協定書の規定では、市があらかじめ書面により承認した場合は、本業務等の一部を第三者に委託することができる。とされている。</p> <p>しかしながら、書面による事前承認を得ずに、第三者への委託業務を追加しているものや委託先を変更しているものが見受けられた。</p> <p>イ. 基本協定書の規定では、利用料金の減免基準及び還付基準の設定及び変更は、指定管理者があらかじめ書面により市の承認を得た上で行うものとされている。</p> <p>しかしながら、減免基準及び還付基準について、指定管理者独自の基準を設定せずに減免及び還付していた。</p> <p>今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>ア 今後は、基本協定書の規定に従い書面による事前承認を得てから委託し、変更がある場合も書面による事前承認のうえ委託することとします。</p> <p>イ 今後は、基本協定書の規定に従い利用料金の減免基準及び還付基準の設定変更を書面により市の承認を得て行います。</p>	<p>措置方針決定 済</p> <p>措置方針決定 済</p>

<p>(2) 所管課に対する事項</p> <p>①基本協定書に基づいた管理運営状況の確認が適切に行われていないもの</p> <p>ア. 基本協定書の規定では、市があらかじめ書面により承認した場合は、本業務等の一部を第三者に委託することができるかとされている。</p> <p>しかしながら、第三者への委託業務を追加しているものや委託先を変更しているものについて、書面による事前承認をしていないものが見受けられた。</p> <p>イ. 基本協定書の規定では、利用料金の減免基準及び還付基準の設定及び変更は、指定管理者があらかじめ書面により市の承認を得た上で行うものとするとしている。</p> <p>しかしながら、減免基準及び還付基準について、指定管理者独自の基準が設定されており、減免については、市の減免基準により行うよう指導しており、還付については、口頭により承認をしていた。</p> <p>今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>ア 第三者への委託業務の追加や委託先の変更について、今後は基本協定書の規定により、事前に書面による承認を得るよう指定管理者と確認しています。</p> <p>イ 利用料金の減免基準及び還付基準の設定及び変更について、今後は基本協定書の規定に従い、あらかじめ書面により市の承認を得た上で行うことを指定管理者と確認しています。</p>	<p>措置方針決定済</p> <p>措置方針決定済</p>
--	---	-------------------------------

◎大分市情報学習センター

[指定管理者名]

公益財団法人 ハイパーネットワーク社会研究所

理事長 大場 善次郎

[所管課]

社会教育課

(1) 所管課に対する事項

①基本協定書に基づいた管理運営状況の確認が適切に行われていないもの

基本協定書では、市があらかじめ書面により承認した場合は、本業務等の一部を第三者に委託することができるかとされている。

しかしながら、本業務等の一部を第三者に委託しているものについて、業務委託先の記載をしていない平成26年次計画書をもって事前承認しており、指定管理者に業務委託先を記載した書面の提出を求めていなかった。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

平成27年度年次計画書において、第三者へ委託する業務は、業務委託先（業務委託内容を併記）を記載するよう改めました。

措置済